

# カトリック仁川教会小教区評議会規約

(名称)

第1条 この評議会は、カトリック仁川教会小教区評議会（以下本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、カトリック仁川教会が、キリストの福音によって、またその喜びを社会の人々とともにすることができるように働く。そのために、教会の守護者「すべての恵みの仲介者なる聖母マリア」のみ手をとおして、神から与えられた種々の賜物と恩恵を生かしながら司祭・修道者・信徒が等しく責任を担い、ともに祈り、討議し、識別し、福音宣教の働きの実践を目標とする。

(性格)

第3条 本会は主任司祭の諮問機関であり、主任司祭が主宰し、小教区における基本的な意思決定の場とする。

2. 司祭・修道者・信徒は対等にかかわり、等しく発言することを保障される中で討議して識別し、主任司祭の同意のもとに小教区としての結論を形成する。
3. 主任司祭欠席の場合は、主任司祭からの委任により助任司祭や協力司祭が評議会招集などその任に当たることができる。

(構成)

第4条 本会は、以下の者（評議員という）によって構成される。

- (1) 主任司祭（以下主宰者という）
- (2) 評議の運営を担当する評議員
  - ① 議長 1名
  - ② 副議長（地区委員会の正副委員長を兼任） 2名
  - ③ 書記 2名
- (3) はたらきの企画・運営・とりまとめを担当する評議員
  - ① 地区委員会を除く常設委員会の委員長1名、および副委員長1名
  - ② 設置プロジェクトチームのリーダー1名  
および、副リーダーを置く場合は副リーダー1名
- (4) 小教区から派遣される評議員
  - ① 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などに派遣を求められた人数、ただし、兼任を認める。

(評議員の選出と任期)

第5条 議長および副議長は本小教区に所属する信徒の中から選挙によって選出され、主宰者が任命する。ただし、選挙権年齢および被選挙権年齢は満20歳以上とする。選挙手続きは別に定める。

2. 書記は役員会（第8条に規定）の推薦に基づき、主宰者が任命する。
3. はたらきの企画・運営・とりまとめを担当する評議員は、常設委員会の正副委員長および設置プロジェクトチームの正副リーダーとし、主宰者が任命する。
4. 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などに派遣する評議員は、前記組織の要請にしたがい評議会で選出し、主宰者が任命する。
5. 主宰者を除く評議員の任期は、1期2年とし、再任は1期限りとする。ただし、財務委員長の再任は認めない。
6. プロジェクトチームの正副リーダーの任期は、プロジェクトチーム設置時点から任期終了までとする。

(運営)

- 第6条 本会は原則として毎月第1日曜日に定例会を開く。その他、必要な場合、臨時会合を開くことができる。
2. 会合は、主宰者、および主宰者を除く全評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第4条の役割別人数の合計から、欠員と兼任による重複を差し引いた人数を全評議員数とする。
  3. 会合に提出する審議事項については、取り扱う会議の1週間前までに、主宰者または議長に提出し、役員会が決定する。
  4. 議決は主宰者を含む全会一致を原則とする。多数決による場合は、主宰者を除く出席評議員過半数の賛成による参考決議を受けて主宰者が決定する。重要な事項において可否が分かれた場合は、可能な範囲で時間を空け、継続審議とする。ただし、運営細則改正の場合は、主宰者を除く全評議員の3分の2以上の賛成を得た後、主宰者の承認を必要とする。

(審議事項)

- 第7条 本会会合で取り上げる審議事項は以下のとおりである。
- (1) 小教区における宣教司牧基本方針作成とその事後評価。
  - (2) 前記基本方針にもとづく基本計画の決定。
  - (3) 小教区予算および決算の承認。
  - (4) 本会規約および運営細則の変更
  - (5) 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などの諸活動に必要な連絡と調整。
  - (6) その他小教区にかかわる重要事項。

(役員会)

- 第8条 本会に主宰者、議長、副議長で構成する役員会を置く。
2. 役員会は、緊急の決定が必要な場合は本会の目的にしたがって最善の決定を行い、該当する委員会に執行を指示することができる。
  3. 前項の決定については、直近の会合において必ず事後承認を得なければならない。

(信徒集会)

- 第9条 本会は、原則として年に1度、全信徒を対象とする信徒集会を開き、次の事項を行う。
- (1) 本会で承認された前年度の活動および決算の報告、ならびに新年度の活動計画および年度予算の説明。
  - (2) 本会規約改正内容の説明。
  - (3) 該当年次における本会正副議長の選挙。

(常設委員会・プロジェクトチームなど)

- 第10条 本会の執行機関として常設委員会を置く。委員会は、主宰者の承認を受けた委員によって構成され企画と運営を中心とした分掌業務を担当する。業務の実施にあたっては、小教区信徒全体の協力を求めることができる。
2. 常設委員会は、以下のものとする。
    - ① 典礼委員会
    - ② 宣教研修委員会
    - ③ 青少年委員会
    - ④ 社会活動委員会
    - ⑤ 広報委員会
    - ⑥ 総務委員会
    - ⑦ 行事委員会
    - ⑧ 財務委員会
    - ⑨ 地区委員会

3. 地区委員会を除く常設委員会の正副委員長は、原則として委員の互選により選出する。
4. 各委員会は、活動計画ならびに活動結果を本会に定期的に報告し、承認を受ける。
5. 本会は、目的に応じたプロジェクトチームを設置することができる。プロジェクトチームには本会が指名するリーダーを置くこととする。規模の大きいプロジェクトチームはチームの互選により副リーダーを置くことができる。

(兼任の禁止)

第 10 条 正副委員長は、この規約に定められた他の役割を兼任することはできない。ただし、以下の場合を除く。

- (ア) プロジェクトチームの正副リーダー。
- (イ) 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などへ小教区から派遣する評議員。
- (ウ) 年度途中で新設された委員会の正副委員長。
- (エ) 任期途中で生じた議長および副議長の欠員を補充するために任命された評議員。

(会計・会計年度および監事)

第 12 条 本会の会計は、小教区の会計を充当する。

2. 小教区の会計は、教区作成の「小教区運営事務マニュアル」にもとづく会計処理を行う。
3. 会計処理は財務委員会が担当する。
4. 本会のもとに会計監査を担当する監事を置く。監事は本会で 2 名選出し、主宰者が任命する。
5. 会計監査の方法は、教区作成の「小教区運営事務マニュアル」に準拠する。ただし、9-3 監査方式 (1) については小教区の現実を配慮し、自教会監査とする。
6. 監事の任期は 1 期 2 年とし、再任は 1 期限りとする。
7. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(発効・改正)

第 13 条 本規約は教区司教の認可により発効する。

2. 本規約の改正には、審議されるべき会合の直前の定例会合に改正案を書面で提出し、全会一致の承認を得たうえ、教区司教の認可を得なければならない。

制定	1981 年 4 月 19 日	復活の主日
改正	1991 年 4 月 14 日	
改正	2001 年 6 月 27 日	(教区承認)
改正	2002 年 3 月	「福祉委員会」→「社会活動委員会」大阪教区指導による自動修正
全面改訂	2009 年 11 月 19 日	(教区認可)
	2010 年 4 月 1 日	施行
改正	2020 年 1 月 16 日	(教区認可)
	2020 年 5 月 17 日	施行